

平成25年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成26年1月27日（月）

午後3時～午後4時35分

場 所：大阪府中央区大手前2丁目1番2号

国民會館住友生命ビル12階 大ホール

議 題

【審 議 案 件】

第1号議案 大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）

大阪府国土利用計画（第四次）におけるP D C Aの実施について

平成25年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る の 者	井川 勝巳	大阪府農業会議会長	欠	会長	
2		古川 光和	大阪府森林組合代表理事組合長	出		
3		槇村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員教授	出		
4		大川 雅子	大阪商工会議所女性会副会長	出		
5		養父 志乃夫	和歌山大学教授	出		
6		北後 明彦	神戸大学教授	欠		
7		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	出		
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出		会議録署名委員
9		澤木 昌典	大阪大学教授	出		
10		阪井 一仁	社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出		
11		松村 暢彦	大阪大学准教授	出		
12	府議会議員	竹下 隆	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員	
13		徳村 聡	大阪府議会議員（維新）	出		
14		堀口 和弘	大阪府議会議員（維新）	出		
15		山本 けい	大阪府議会議員（維新）	出		
16		西尾 博道	大阪府議会議員（公明）	欠		
17		肥後 洋一朗	大阪府議会議員（公明）	出		
18		杉本 太平	大阪府議会議員（自民）	出		
19		柴谷 匡哉	大阪府議会議員（民主）	出		
20	市町村長を 代表する者	森山 一正	大阪府市長会会長	出		
21	市町村長を 代表する者	松本 昌親	大阪府町村長会会長	出		
22	大阪市長	橋下 徹	大阪市長	欠		

※ 委員22名中18名出席

平成25年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	出	
2	総合計画課長	川上 隆	出	
3	総合計画課参事(土地利用調整担当)	橋田 雅弘	出	
4	市街地整備課長	池田 一郎	※	臨時幹事:市街地整備課課長補佐 渡部 恭三
5	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	出	
6	居住企画課長	越智 正一	出	
7	建築指導室審査指導課長	林 寿二	※	臨時幹事:審査指導課課長補佐 大西 陽一
8	企画室事業調整課長	遠藤 孝司	※	臨時幹事:企画室課長補佐 吉川 玲子
9	みどり・都市環境室みどり推進課長	勝又 章	※	臨時幹事:みどり推進課参事 波田 智行
10	農政室整備課長	長谷川 博文	出	
11	事業管理室総合調整G課長補佐	山本 将史	出	臨時幹事
12	交通道路室道路整備課計画G主査	裏 祥嗣	出	臨時幹事
13	河川室河川整備課計画G主査	吉田 博文	出	臨時幹事
14	公園課計画G主査	松岡 隆之	出	臨時幹事
15	港湾局計画調整課計画G課長補佐	田川 慎一	出	臨時幹事
16	住宅まちづくり総務課企画G総括主査	阪田 諭	出	臨時幹事
17	商工労働総務課長	村上 和也	出	臨時幹事
18	成長産業振興室特区・立地推進課長	馬場 広由己	出	臨時幹事
19	農政室推進課長	西江 明洋	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 会長職務代理者の指名.....	3
3 署名委員の指名.....	4
4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について(農業地域の縮小)」 説明.....	4
5 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について(農業地域の縮小)」 質疑.....	7
6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」説明あ	7
7 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について(森林地域の縮小)」質疑あ	9
8 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)におけるPDCAの実施について」 説明.....	10
9 報告案件「大阪府国土利用計画(第四次)におけるPDCAの実施について」 質疑.....	16

1 開 会

午後 4 時開会

【司会】 ただ今から、平成25年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めます総合計画課の森元と申します。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料をご覧ください。資料は11点となります。

「配付資料一覧及び委員配席表」

「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則」

「議題及び委員・幹事名簿」

「資料1 平成25年度第1回大阪府国土利用計画審議会 議案書」

「資料2 大阪府土地利用基本計画変更について 説明資料」

「資料3 大阪府国土利用計画（第四次）PDCA実施フロー図」

「資料4 各土地利用区分の定義と把握方法」

「資料5 大阪府国土利用計画PDCA 説明資料」

「資料6 大阪府国土利用計画PDCA 検討シート」

「参考資料1 大阪府国土利用計画（第四次）〔概要版〕」

「参考資料2 平成25年度第1回大阪府国土利用計画審議会部会説明資料」
でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめました補助資料もお手元に配布させていただいております。漏れている資料はございませんでしょうか。

次に、本日は、委員22名のうち、16名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議会の開会にあたりまして、都市整備部長の村上よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部長】（村上毅君） 都市整備部長の村上でございます。平成25年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃より、大阪府の都市整備行政の推進に、ご指導・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

去年は、経済面でもようやく回復基調がみられる中、大阪におきましても、「うめきた」の先行開発区域、グランフロント大阪の開業といった明るいニュースがございました。

大阪、そして関西の成長を牽引するプロジェクトが進み、まちの有りようが変わりつつある今、大阪の将来像をしっかりと見据え、時代の変化に対応した土地利用の取組を進めることが一層求められてまいります。

平成22年に策定いたしました第四次大阪府国土利用計画では、土地利用に関する大阪の将来像を実現する仕組みとして、PDCAサイクルによる、点検・検証・改善を実施することといたしております。このPDCAサイクルを適切に実施するため、今年度は本審議会に部会を設置し、議論を進めてまいりました。部会での議論も踏まえ、本日、ご意見を賜りたいと思っております。本日いただいたご意見を踏まえ、今後も随時見直しを行いながら実施してまいります。

それでは、委員の皆様方には、審議案件1件、報告案件2件がございますが、ご審議の程よろしくごお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員にご就任されました方がおられますので、本日、ご本人にご出席いただいております新委員の皆様をご紹介させていただきます。まず、新たにご就任された学識経験者の委員の皆様から、ご紹介させていただきます。

養父委員でございます。

【養父委員】 養父でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木委員】 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 阪井委員でございます。

- 【阪井委員】** 阪井でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 続きまして、府議会議員の竹下委員でございます。
- 【竹下委員】** 竹下でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 徳村委員でございます。
- 【徳村委員】** 徳村でございます。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 堀口委員でございます。
- 【堀口委員】** 堀口です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 山本委員でございます。
- 【山本委員】** 山本です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 肥後委員でございます。
- 【肥後委員】** 肥後です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 杉本委員でございます。
- 【杉本委員】** 杉本です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 柴谷委員でございます。
- 【柴谷委員】** 柴谷です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** 続きまして、大阪府市長会会長の森山委員でございます。
- 【森山委員】** 森山です。よろしくお願いいたします。
- 【司会】** ご紹介は以上でございます。それでは、榎村会長に議事進行をお願いしたいと存じます。榎村会長、よろしくお願いいたします。

2 会長職務代理者の指名

【会長】（榎村久子君） 本審議会の会長を務めております榎村でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、またお寒いところ、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

それでは早速でございますが、審議会を進めてまいりたいと思います。

はじめに、大阪府国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長の職務を代理する者をあらかじめ指名するということになっております。

私といたしましては、大阪大学教授の澤木委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様方、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(榎村久子君) 澤木委員、よろしくお願いいたします。

3 署名委員の指名

【会長】(榎村久子君) 議事に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私から次のお二人の方をお願いしたいと思っております。

まず、学識経験者の委員からは西村委員に、また府議会議員の委員からは肥後委員に、お願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、審議に入ります。本日の内容といたしましては、審議案件が1件、報告案件が2件となっております。

まず、審議案件といたしまして「大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）について」でございます。諮問の内容について、幹事から説明をお願いいたします。

4 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」説明

【幹事】(橋田雅弘君) 総合計画課参事の橋田でございます。よろしくお願いいたします。案件の説明に入ります前に、まず、「第四次の大阪府国土利用計画」と「大阪府土地利用基本計画」の関係及び概要について、ご説明いたします。

「大阪府国土利用計画」は「国土利用計画（全国計画）」を基本としており、平成20年から2年にわたり本審議会でご議論いただき、平成22年5月に答申を

受け、議会の議決を経た上で、同年10月に策定しております。この「大阪府国土利用計画」に基づきまして、現在の「大阪府土地利用基本計画」を昨年、本審議会の審議を経て平成25年3月に策定しております。

次に、「大阪府国土利用計画」の概要についてご説明いたします。「大阪府国土利用計画」の構成は、3章立てとなっており、第1章の「土地の利用に関する基本構想」では、大阪府の土地利用の基本理念を「大阪の特性・魅力を活かした土地利用」、「人と自然が共生する土地利用」、「多面的な価値を活かした土地利用」とし、土地利用の将来像を「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」として、それぞれの将来像について、土地利用の基本方針を示しております。

第2章の「土地の利用目的に応じた区分ごとの目標」では、これからの人口減少や高齢化の進展を踏まえ、土地利用区分ごとの規模の目標を定め、今後10年間の土地利用区分別の面積増減を示しております。各土地利用区分の面積目標については、前の画面にお示ししているとおりでございます。

第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」では、土地利用の将来像の実現に向けた施策の推進を掲げ、施策例を示しております。また、土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善を行うものとして、PDCAサイクルにより、施策の推進を図るものとしております。以上が「大阪府国土利用計画（第四次）」の概要でございます。

次に、「大阪府国土利用計画」に基づき策定された「土地利用基本計画」についてご説明いたします。本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書には、土地利用の調整等に関する方針を示し、計画図には、府域において都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を指定し、それを5万分の1の図面に表示するものでございます。

次に、「土地利用基本計画」の内容についてご説明いたします。「土地利用の基本方向」として、「土地利用の基本理念」と「土地利用における大阪の将来像と基本方針」を定めております。また、「土地利用の原則」として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を定めております。

都市地域は、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要がある

る地域であり、都市計画区域に相当する地域でございます。

農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域に相当する地域でございます。

森林地域は、林業の振興または森林の有する災害防止、水源涵養などの諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、国有林及び地域森林計画対象民有林の区域に相当する地域でございます。

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、国定公園及び府立自然公園の地域に相当する地域でございます。

自然保全地域は、自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全地域に相当する地域でございます。

さらに「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」として、それぞれの地域の個別規制法である、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法によります、土地利用の調整を図るために調整方針を定めております。「大阪府土地利用基本計画」の概要については以上でございます。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更（農業地域の縮小）」についてご説明いたします。「議案書」の1ページ以降、「説明資料」の1ページから4ページでございます。説明資料の2ページ「整理番号1」をご覧ください。

岸和田市稲葉町地区におきましては、昭和60年頃に計画された岸和田コスモポリス構想の先行買収地と農地が混在し、農地が山林の中に散在的に広がり、一部が山林原野化するなど営農環境も悪いことから、本地区を含む159ヘクタールにおいて、学識経験者、地元地権者、岸和田市等で構成する岸和田市丘陵地区整備機構協議会が土地利用に関する提案をとりまとめ、これをもとに市が策定した土地利用計画によりまして、交換分合がなされ、都市整備エリア、農整備エリア、自然保全エリアに土地利用が整序されております。

これにより当該地域は、農地の区画形状の拡大、整形、分散した土地の集団化、農道や用排水路の整備などの農業基盤整備が行われ、生産性の高い都市近郊農業の振興に寄与する地域となることから、都市的土地利用を予定している

都市整備エリアの農業地域、約47ヘクタールを縮小するものでございます。

なお、本案件につきましては、今年2月に開催予定の都市計画審議会において、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が行われることから市街化区域への編入について審議される予定でございます。この変更によりまして、説明資料1ページの総括表のとおり、農業地域は、32,510ヘクタールから47ヘクタール減少し、32,463ヘクタールとなります。議案の説明は、以上でございます。

5 第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の縮小）」質疑

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。ただ今の議案につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、表決に入らせていただきたいと思います。当議案を原案どおり答申することについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、原案どおり答申することといたします。本日ご審議いただきましたこの議案につきまして、直ちに必要な手続きを進めさせていただきたいと思います。

6 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」説明

【会長】（榎村久子君） それでは、報告事項に入らせていただきたいと思います。報告案件は2件でございます。

まず、「大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）について」で

ございます。森林地域における開発につきましては、森林法によりまして審査基準を満たせば、許可をすることとなっております。

国土利用計画審議会に先立ち開発されることから、平成22年度の本審議会で、「森林地域の審議の取扱い」について、ご審議いただき、報告案件とすることに決定しております。本日はその森林地域の縮小について、報告がございました。報告の内容について、幹事から説明をお願いいたします。

【幹事】（橋田雅弘君） それでは、報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更（森林地域の縮小）」についてご説明いたします。森林法に基づく林地開発協議同意に伴う「森林地域の縮小」2件についてのご報告させていただきます。「議案書」の5ページ以降、「説明資料」の2ページ、3ページ及び5ページ、6ページでございます。「説明資料」の2ページ「整理番号2」をご覧ください。

1件目の阪南市桃の木台地区は、関西国際空港の建設に伴う土砂採取跡地において、空港の立地に伴う宅地需要に対応するため、阪南丘陵新住宅市街地開発事業による住宅地の造成を行ったものでございます。昭和62年4月に林地開発協議同意を受けて、平成24年3月に現地工事完了後、平成25年6月に完了を確認しております。

これにより住宅地の造成が完了した森林地域、約129ヘクタールを縮小するものでございます。林地開発協議同意にあたっては、森林法に基づき、次の4つの基準で審査を行っております。

まず、土砂流出などの災害を防ぐ機能、水害を防ぐ機能、水量・水質の確保の機能、環境保全の機能の4つで、これらの基準を満たしている場合は同意することとなっております。本案件の開発に対する防災措置等としては、具体的には、災害を防ぐ機能として「適正な切土・盛土勾配の確保などによる法面保護」、水害を防ぐ機能として「適正な排水施設の設置」、水量・水質を確保する機能として「水質汚濁防止のための沈砂池の設置」、環境を保全する機能として「住宅団地を造成する場合の基準20パーセントを上回る残置森林及び回復緑地の確保」などが講じられ、林地開発の基準を満たす計画となっているため、適性であると判断し協議同意され、工事完了を確認しておりますので、本審議会に報告するものでございます。

次に「整理番号3」をご覧ください。2件目の岬町多奈川東畑地区におきましては、関西国際空港二期事業の土砂採取跡地において、民間のノウハウや活力を活用しながら、岬町多奈川地区多目的公園整備事業による多目的公園として緑地、広場、民間の事業活動ゾーンなどの造成を行ったものでございます。

平成11年6月に林地開発協議同意を受けて、平成25年3月に現地工事完了後、平成25年7月に完了を確認しております。

これにより多目的公園の造成が完了した森林地域、約102ヘクタールを縮小するものでございます。

本案件の林地開発協議同意にあたっての開発に対する防災措置等としては、具体的には、災害を防ぐ機能として「適正な切土勾配の確保などによる法面保護」、水害を防ぐ機能として「適正な排水施設の設置」、水量・水質を確保する機能として「水質汚濁防止のための沈砂池の設置」、環境を保全する機能として「総合運動公園などのレジャー施設を設置する場合の基準50パーセントを上回る残置森林・造成森林の確保」などが講じられ、林地開発の基準を満たす計画となっているため、適正であると判断し協議同意され、工事完了を確認しておりますので、本審議会に報告するものでございます。

これらの変更によりまして、大阪府土地利用基本計画の5地域のうち、森林地域の面積を変更いたします。「説明資料」の1ページの総括表にありますように、森林地域は、56,206ヘクタールから231ヘクタール縮小し、55,975ヘクタールとなります。説明は以上でございます。

7 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域の縮小）」 質疑

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。報告案件といたしまして、阪南森林地域と岬森林地域の2件について、報告がありました。阪南森林地域につきましては129ヘクタール、岬町におきましては約102ヘクタールの縮小でございます。

この報告案件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願い

したいと思っております。それでは、ご質問等がないようですので、本日報告いたしました事案につきましては、直ちに必要な手続きを進めていただきます。

8 報告案件「大阪府国土利用計画（第四次）におけるPDCAの実施について」 説明

【会長】（榎村久子君） 次の報告案件は、「大阪府国土利用計画（第四次）におけるPDCAの実施について」でございます。「大阪府国土利用計画（第四次）」につきましては、平成22年度に本審議会の答申を踏まえ、議会の議決を経て、決定したものでございます。

この計画にありますように、先ほどパワーポイントで説明していただきましたが、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」という3つの将来像の実現のために、昨年度に引き続きまして、PDCAサイクルに沿ったCheckの内容について報告がでございます。報告の内容について、幹事から説明をお願いいたします。

【幹事】（橋田雅弘君） それでは、報告案件の2つ目であります「大阪府国土利用計画（第四次）におけるPDCAの実施について」前の画面を用いながら、ご説明申し上げます。

国土利用計画は概ね10年間の長期計画であり、その間の社会経済情勢の変化などにも十分対応しつつ、確実に計画を推進して行く必要がでございます。このため、個別計画に基づく施策の推進による土地利用区分ごとの目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて施策の見直しを進めるために、PDCAサイクルによる検証を実施しております。

まず、PDCAの実施方法について、ご説明いたします。資料4にまとめておりますのでご覧ください。大阪府国土利用計画（第四次）の策定、これがPDCAのPに当たるところでございます。各担当部局による施策の実行、これがPDCAのDでございます。そして、事務局が、関係部局からのデータ提供を受けながら、土地利用区分ごとの面積値等の収集・整理とデータ分析、取組の方針・方向性の検討を行い、本審議会に報告いたします。そして、本審議会からご意見をい

ただ、ここまでのフローがPDCAのCに当たるところでございます。

いただいたご意見を受け、意見の整理を行い、国土利用計画の将来像や基本方針あるいは面積目標への反映の検討を行うことがPDCAのAとなります。本審議会の委員の皆様には、PDCAのC、Checkの役割を担っていただき、ご意見やご提案等をいただきたいと思いますと考えております。なお、いただいた意見などについては、本審議会での審議と同様、大阪府ホームページ等で公表してまいります。

次に、今回実施しました現状・課題の分析や取組の方向性などについて、ご説明いたします。お手元の資料5と前の画面をご覧ください。本資料は、議論の論点を整理する目的として作成したものであります。前の画面には「現在の面積推移」として平成32年までの目標と平成24年までの実績及び目標に対する実績の割合を示しております。特徴あるものとして以下の3点があります。

1点目は、農地面積の大幅な減少です。特に、農地面積のうち市街化調整区域内農地面積は、「目指すべき方向」としては保全するとし、平成19年から平成32年への目標増減を「－（マイナス）190ヘクタール」に抑制するとしておりますが、平成24年までの増減実績は「－281ヘクタール」と目標増減に対する実績の割合が約148パーセントと大きくなっております。

2点目は、住宅地面積の大幅な増加です。住宅地面積は「目指すべき方向」としては、人口減少を見越し新たな住宅開発を抑制するとし、平成19年から平成32年への目標増減を「＋（プラス）1,050ヘクタール」に抑えておりますが、平成24年までの実績増減は既に「＋917ヘクタール」と目標増減に対する実績の割合が約87パーセントと大きくなっております。

3点目は、工業用地面積の大幅な減少です。工業用地面積は「目指すべき方向」としては、工業用地の維持に努めるとしており、平成19年から平成32年への目標増減を「＋120ヘクタール」としておりますが、平成24年までの実績増減は「－527ヘクタール」と目標増減に対する実績の割合が、「約－439パーセント」と非常に大きくなっております。

そこで、大阪府国土利用計画の土地利用において、面積推移として、平成32年までの目標増減値に対する現時点での増減値の割合が大きな土地に絞り、

「農地」「住宅地」「工業用地」の3つについて今年度は部会を設置のうえ、検討を行いました。部会は取組の方針・方向性の検討を目的として設置し、目標

と乖離の大きい農地、住宅地、工業用地について論点を整理し、各施策と都市政策、土地利用と関わりのある取組の方向性について意見をいただきました。国土利用計画審議会では、PDCAは報告案件でございますが、部会での議論に加えてさらに意見をいただきまして、今後の施策展開に反映していきたいと考えております。

では、「土地利用区分別の現状・課題」についてご説明いたします。

まず、「農地」についての現状・課題でございます。大阪府の農業の特徴として、専業農家が少なく、兼業農家や自給的農家の割合が高いことから、生産規模が小さい状況にあります。また、高齢化や後継者不足による担い手の不足や、収益性の高い住宅用地や商業施設用地など、他用途への農地転用が見られます。

更に、生産緑地については、市街化調整区域内農地と異なり、貸すと相続税の納税猶予を受けることができないことから農地の賃借が実質的に不可能。いくつかの農地をまとめて生産緑地に指定している場合、一部農家が相続等により買取申出することで面積要件の500平方メートルを下回ると他の農地も解除されるといった問題。指定後30年で買取請求され指定解除されるなど、都市農地の保全のための位置付けが弱いと考えております。

続きまして、「住宅地」についての現状・課題でございます。生産年齢人口や年少人口の減少が予測される中、住宅地は増加傾向にあり、世帯数を上回る住宅数の増加が見られます。また、空き家が増加しており、保安、衛生、治安などへ影響を与える外部不経済の顕在化につながることを考えられます。更に、既成市街地においては、空き家の発生などによる空洞化の進行により、地域経済の衰退の懸念がございます。

続きまして、「工業用地」についての現状・課題でございます。工業用地は想定に反し、大幅な減少傾向にあります。産業構造の変化により製造業が減少し、サービス業が増加しているという状況でございます。また、工業集積地などへのマンション等の住宅の立地により、操業環境の悪化が懸念されます。

「農地」「住宅地」「工業用地」の現状や課題を整理する中で、平成25年11月の部会などでの主な意見として、次がございます。

まず、「農地」については、まちづくりにおいて農業生産の場として農地が

必要という考えを確立して欲しい。2点目として、農業専用地区のような農地を保全する新たな土地利用制度が必要。企業参入の促進などにより給与所得者として、特に若者の新規就農を増やすことが大切といった意見がございました。

また、「住宅地」については、都市機能が集約された地域核等とその他の地域を如何に連携させるかというモビリティの確保が大切。郊外住宅地の空き家と駅前マンションなどを子育て世代と高齢者で循環させ、中古物件の活用を誘導することが必要といった意見。

更に「工業用地」につきましては、工業跡地が安易に土地利用転換されないように引き続き工場を誘致することが必要。住工混在地域において工場移転後の土地に、引き続き工場を誘致する場合、住環境の保全と操業環境の確保が必要などございました。

これらの意見を踏まえ、今後の取組の方向性として取りまとめたのが資料5の右側にお示ししているとおりでございます。それでは、取りまとめた取組の方向性についてご説明申し上げます。まず「農地」についてでございます。

「農地」につきましては、1点目、生産の場として農地を保全。2点目、多様な担い手の確保。3点目、都市づくりの中での取組。の3点を上げております。

具体的には、まず1点目の「生産の場として農地を保全」では、都市農家が元気になるための取組として、やる気のある農家の農地を保全するため、従来から取り組んでいる生産基盤の整備に加えまして、販路の確保など作れば売れる仕組みが必要と考えます。

また、道の駅等の直売所での売上増加の傾向が近年見られることや大阪の市場に期待する企業の声など、農に対するニーズの高さが見られることから、まちなかでの直売所や朝市などの充実により地産地消を促進させることが必要と考えます。

2点目の「多様な担い手の確保」では、後継者不足等の理由で担い手の不足が深刻化するなか、企業のCSRの広がりを受けて、障害者の社会参画支援や企業参入による6次産業化の促進、若者の就農などの取組が重要と考えます。また、市民農園、体験農園の拡大や高齢者などの生きがい、健康づくりへの農の活用、一定水準の農業技術を持つ準農家の参入など都市住民の就農機会の拡大

による多様な担い手の確保が必要と考えております。

3点目の「都市づくりのなかでの取組」では、みどり、景観などの都市機能に加え、農地本来の食料生産の場として守るべき農地の役割を確認し、土地利用の観点から都市計画マスタープランに位置付け、適正な農地の確保が必要と考えます。そのため、都市農地の持続的保全が可能となる都市計画的な手法の検討によりまして、農地本来の役割である食料生産の場として、また都市機能の維持のため、守るべき都市農地を保全することが重要です。

例えば、開発圧力と営農希望者が混在するような場所においては、市街化調整区域と市街化区域の区別のない都市農地として、一体的なまちづくりによる農地の集約化など、まちづくりと農業との連携を促進する都市政策と農業政策のより一層の連携強化が必要と考えております。

続きまして、「住宅」については、まず1点目、大阪に相応しい集約・連携型都市構造の形成。2点目、人口減少・超高齢社会の到来における持続可能な住宅地の形成。この2点を論点として上げております。

具体的には、1点目の「大阪に相応しい集約・連携型都市構造の形成」では、大阪の都市構造の特徴として、高密度に発達した鉄道及び道路ネットワーク等により都市核等が有機的に結びつき、大きな意味で大阪府全体が一体の都市として機能していますが、今後、人口減少・超高齢者社会の進行が予測されるなか、大阪に相応しい集約・連携型都市構造の議論が必要と考えます。そこで、地域の生活拠点での人口維持のため、各種機能が現存する都市核や地域核などと地域の生活拠点をバス等で連携するモビリティの確保が重要と思われれます。

2点目の「人口減少、超高齢社会の到来における持続可能な住宅地の形成」では、15歳以上65歳未満の生産年齢人口や15歳未満の年少人口の減少が予測されるなか、今後、更なる空き家、空き地の増加により既成市街地の空洞化や公共サービス水準の低下が懸念されるため、地域の価値を高める魅力づくりが必要と考えます。

特に「郊外住宅地」では、団塊の世代と団塊ジュニア世代の人口の山が二つ見られるところに対し、既に団塊の世代以降の山しか見られないところがあり、こうした地域では、若い世代が少なく今後20年もすると急激に人口減少が進み、地域による公共サービス水準などの格差が懸念されます。このため、例えば、

空き地の農園使用、空き家のケアハウスや福祉施設などへの有効活用による低密度で豊かな暮らしを実現する等、地域の魅力を高め、一定の人口規模を維持することが重要と考えます。

さらに、親元近くで子育て世代の生活を支援する親子近居や空き家を有効活用する空き家バンク制度などの既成市街地の再生につながる取組も必要と考えます。また、密集市街地などにおける空き家の利活用促進や撤去促進方策等についての検討・推進に加え、建築物の耐震化や防火・準防火地域の指定拡大等による防災性の確保が必要です。

最後に「工業用地」については、1点目、産業構造の変化に対応した成長分野の企業立地の促進。2つ目、既存産業集積の維持・発展の2点を上げております。

1点目の「産業構造の変化へ対応した成長分野の企業立地の促進」では、新エネルギー、医療などの新たな成長産業構造への変化に対応するため、大阪の経済をけん引する新たな先端産業の企業立地が必要と考えます。そのため、新エネルギーや医療分野等の成長産業の企業立地が進むよう国際戦略総合特区の活用などにより、規制緩和等の促進が必要と考えます。

なお、国が定める国家戦略特別区域においては、現在、大阪府市で提案を行っており、今後、これらの提案に対する取組を通じまして、より一層の規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進することが重要と考えます。また、幹線道路沿道や高速道路・鉄道建設に関連するまちづくりに合わせた流通加工等の産業立地の促進が重要と考えます。

2点目の「既存産業集積の維持・発展」では、大阪でがんばる中小企業の投資や新規立地の促進を図るための税制優遇や補助金等の立地インセンティブを付与することで産業集積を維持・拡大する取組の継続が必要です。

また、工場集積地で工場跡地に住宅が立地した場合など、住工混在による操業環境の悪化が見られます。製造業の新規立地や事業継続に必要な操業環境の確保が必要と考えます。PDCAサイクルのCheckにおける面積推移やCheckの結果及び課題や改善に向けた考え方についての説明は以上でございます。

部会などでの委員の皆様方にいただきました意見を踏まえまして、今回3回目のPDCAのCheck結果をお示しさせていただきましたが、事務局と致しまして

もデータの分析を含め、まだまだ十分ではないと考えております。

また、本日いただきます、ご意見・ご提案につきましては、府内の関係部局で構成されます「大阪府土地利用計画調整協議会」の場においても報告し、議論を進めたいと考えております。

さらに、いただきました専門的なご意見に応じて、次回の国土利用計画審議会までに各委員の皆様にご意見を伺うなど、Check結果及び課題や計画の改善に向けた考え方を再度お示しし、PDCAをより良いものにして、次期の国土利用計画につなげて行きたいと考えております。説明は以上でございます。

9 報告案件「大阪府国土利用計画（第四次）におけるPDCAの実施について」 質疑

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。報告のとおり、平成32年を目標として、土地利用の方向性や面積目標を設定していますが、予想以上と言いますか、農地・工業用地がどんどん減って住宅地が増えています。

その目標と現実の乖離が大きいものについて、なぜ、そうなっているのか、現状と課題を明らかにして方向性を見出したいということで、部会で検討した内容を報告していただきました。

本日は、是非とも委員の皆様方から色々のご意見を賜りたいと思います。

それでは、部会にご参加をいただきました西村委員さん、何か補足等がございましたらお願いしたいと思います。

【西村委員】 Pに関してですが、1つお尋ねしたいのは、昨年12月に農水省で地域の活力創造プランが出されたと思います。

そこでは、都道府県が農地中間管理機構を設置するというので、農地の貸し借りを考えておられるようですが、この農地中間管理機構の設置については、今回、このPの中にさらに加えられるものなののでしょうか。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。幹事から、よろしくお願いいたします。

【幹事】（長谷川博文君） 環境農林水産部農政室整備課でございます。

農地中間管理機構についてお答え申し上げます。

農地中間管理機構と申しますのは、農地の貸し借りや売買も含めた機能を持った組織として26年度から設立するということになっております。

大阪府におきましても、これまで、大阪府みどり公社が、貸し借りや売買も含めて中心となって行っております。今回、それを衣替えいたしまして、みどり公社に農地中間管理機構として担っていただくように考えております。

これから、法律が施行されて、条例の改正等も行っております。

その中で、国も農地中間管理機構を活用して、農地の集約化を図ろうとしておりますし、大阪府におきましても、今回、みどり公社の機能等を強化して、この施策による貸し借りを充実し、農地を活用してまいりたいと考えております。

【西村委員】 現在、大阪府下の農業者の専業・兼業等を考えたときに、集約化をしていくだけの条件がどの程度整っているのか、少し疑問に感じます。

考える基盤が出来てきたとしても、具体的にプランニングまで行くには議論の時間や、もっと詳しい現状分析が必要だと思います。

私個人の考えといたしましては、この政策は諸刃の剣ではないかと思えます。

小面積であっても、営農を続けたいという継承者がいるような場合には、集約をするときにどのような対応をしていくのでしょうか。やはり、農業者の意思に沿って、続けたいという気持ちを重要視した場合、違った問題も出てくると思えます。

政府が出している方針と府の対応がどの程度マッチするのかということも考えないといけないと思えます。以上です。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。次に、澤木委員さん、お願いできますか。

【澤木委員】 大阪大学の澤木でございます。部会に参加をさせていただき、意見交換をしておりますので、追加の意見という形で申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、法に根拠がある国土利用計画ですので、農地や宅地のある住宅地・工業地がこのような区分で議論されますが、もう少し、実際の土地利用を見てくださいと色分けがはっきりしにくいと言いますか、この区分に当てはまらない

けれども、実質的には、例えば農地的な利用や工業用地的な利用という区分もありますので、そういうところも見ながら評価をして行けば良いのではないかと考えております。

農地につきましては、先ほど住宅地のスライドにありましたが、空地を市民農園等に誘導していくという提案があります。

各市の都市計画審議会等に出席させていただいておりますが、毎年秋になりますと生産緑地の解除に関する案件が出てまいります。これはどうしようもないので解除を承認していくという流れが多くなっています。

そういう時に、市民の方々は市民農園的なニーズを持っていますので、そういう使い方ができないかといったような話が出てきますが、市民農園は、農地とは扱いが違っております。

ただ、そういうニーズがあり、そういうことに使って緑地として残す方法を考えますと、農地と正式に言えない農的な空間と言いますか、ここで農的空間というと大阪府が別の条例で行っているの、ややこしくなりますが、農的な空間をより評価していく、あるいはそういう使い方ができるスキームを作ったり、ニーズを満たす方向で何か施策を行えばどうかと思います。

工業用地につきましても、工場用地という形ではかなり減ってきていますが、臨海部を見ていると、流通用地として転換されている部分もあって、社会の物流等の変化に対応して、土地利用がなされる上で非常に役割を果たしている部分がありますので、そういう流通機能的な土地利用もしっかりと評価していくべきと思われます。

また、工場等制限法も廃止されて、大学が市街地の中に建設できるようになり、現実的に茨木市では立命館大学の建設等が進んでいます。工業用地が大学用地等に転換しているということも評価をしつつ、製造業としての工場用地をどういう場所に配置していくのかという議論を多角的な視点から展開していく必要があると思います。

それから、住宅地につきましては、Checkの現状の報告にございましたように、これから人口の減少で世帯数が減っていく中で、新規の住宅地開発と言いますか、宅地化が起きる流れがあります。

これは国土利用計画審議会だけではなく、住宅まちづくり審議会も担ってい

と思いますが、住宅の場合、新規立地を求めてしまう市場のニーズがありますので、やはり中古住宅など既存のストックをどう活用していくかというところが弱くて、新規開発の方が住宅も売れるというところがあります。

地域の開発を抑制しつつ、一方で中古住宅が上手く流通するような規制緩和の方向の施策が必要だと思います。特に、人口減少につきましては、減少する、減少すると言っているだけでは解決しませんので、将来の子育て世代が住宅取得をしやすくすることによって、少子化に少しでも歯止めがかかっていくような視点を持った施策が必要だと思います。

若い方々が、どういう地域でどのような暮らしをしたいのかというニーズにマッチした既存の住宅地等を活用した施策は、本部会の話からはずれるかと思いますが、重要だと思います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。部会の検討に加えて補足意見をお聞きしました。従前では、少し考えにくいような農地的な利用や工業用地も少し違う形での流通用地として使う等、色々と補足していただきましたが、事務局から何かご説明がありましたら、お願いいたします。

【幹事】（川上隆君） 総合計画課長の川上です。部会を通じてご議論をいただきありがとうございます。今、ご意見をいただいた中で、特に製造業・工業用地で、もう少し多面的な評価をするようにご意見をいただきました。

元々、製造業は非常に要の業ということで、着目をしていました。また、大阪の立地条件等を考えて、流通系や大学に変わっていったお話もありました。

部会でも意見がありましたが、商業地としての評価として、大規模商業施設等の立地が多過ぎるが、どこまでなら良いのかということも評価をしないといけないのかも知れません。しかし、そういう大きな商業地に変わることで、その地域の活性化が図られているというケースもございます。

そういう意味で、工業用地の面積だけを追いかけるのではなく、他の用途に変わっていく産業全般への評価ということも、今後視野に入れて行きたいと思っています。

もう1つは、資料5においても「低密度で豊かな暮らし」と書いていますが、ただ今、澤木先生から何点か具体例もご指摘をいただきましたけれども、その点をまだまだ分析と言いますか、我々自身が深められてない部分がありますの

で、もし、この場でその他にご意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。今日は多方面の先生方にご出席いただきましたので、それぞれのお立場やお気付きのところがありましたら、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【阪井委員】 大阪宅建協会の阪井と申します。国土利用計画に直接的な関係はないかも分かりませんが、関連としまして、大阪府がネットで公表をしています、大阪府の湾岸エリアの津波に対する防災マップが昨年、修正されました。

当初、和歌山から大阪にかけて津波による影響のエリアが、マグニチュード8の地震によってどの程度、津波の影響があるのかというマップが出ましたが、途端にそのエリアの不動産が低下どころか、流通しなくなりました。地域においては、電柱に「標高何メートル、津波に注意」というものがたくさん貼られています。

先日変更になったのは、津波ではなく浸水地域という表現の仕方と千年に1回のマグニチュード9ぐらいの地震が来た時における浸水地域ということです。浸水するエリアもかなり修正されています。

私が思いますのは、これにより個人の不動産の価値や流通が非常に低下しました。もっと慎重にということと、そして修正をされた根拠は何かということをお教え願いたいと思います。

【会長】（榎村久子君） 少し国土利用計画審議会のテーマとは離れるかも知れませんが、何かお答えできますか。

【幹事】（村上毅君） 都市整備部長です。今日は、防災担当課の職員がいませんので、申し訳ございません。

確かに1つ目は内閣府が出しています。非常に荒いメッシュでされていると思います。そのときは水門鉄扉等が全部開いており、しかも津波が乗り越えて来たときは、全部の堤防は潰れるという前提です。

今回、大阪府では、もう少し詳しくメッシュを変えて、しかも海底の地形も変えております。何が変わったかといいますと、条件として沈下はするけれども、水門鉄扉が閉まったケースや開いたケースなど、より詳しく説明していま

す。

最初に出したときは、恐らく外力等がはっきり示せていませんでしたので、逃げるということを前提に、「いざという時は逃げてください」ということを周知のためのマップだったと思います。

その後は、工学的なチェックも入れまして、「ここまで津波が来ます」という説明であったと思います。PRが下手だったということにつきましては、申し訳ございませんでした。そこは反省すべき点だと思っています。

ただ、検討の状況についてはオープンにして、関大の河田先生が内閣府の取りまとめもされていますし、大阪府についても河田先生が取りまとめをされています。同時にマスコミにも提供をしながら説明して行くつもりでございますが、少し説明が不十分だったかも知れません。

【阪井委員】 PRが下手ということですが、これは非常に重要な問題だと思います。防災のエリア、特に津波・浸水というのは本当に慎重にしていだきたい。不動産の流通が大きく阻害されます。

先ほども澤木先生がおっしゃった中古住宅の流通に関して、現状と取組を少しお話ししたいと思います。

新築住宅よりも中古住宅を流通させて行くということが1つの国土利用になります。日本の場合は中古住宅については、特に30年ぐらい経つと建物の価値はゼロで、土地値というような考え方や評価があります。そうしますと、中古住宅の価値が低下すれば、国益が非常に損なわれるということになります。欧米諸国では中古住宅の価値は非常に高いですし、そして流通しています。

私どもは、一般のユーザーの方に、安心・安全に中古住宅を購入していただくためにはどうすれば良いか、そういう流通はどうすれば良いかということについて、国土交通省とも検討を重ねております。

今、インスペクションと言いまして、中古住宅の建物診断や耐震も含めまして、一定の診断をして、一定の基準をクリアできると瑕疵担保保険に入ることができます。一定の調査をして、認定されれば保険に入ることができます。そういうことで、一般のユーザーの方に安心して中古住宅を購入していただけるような色々な裏付けや流通を促すような施策がどんどん出てきておりますので、将来において中古住宅が十分に流通して来ると考えております。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。養父先生、お願いいたします。

【養父委員】 農地の保全という話がございましたが、耕作放棄地が広がっているという現実があります。そういう中で、いきなり農地に返せない状況がありますので、農地として使う以外に、もう少し幅広く使えるように、例えば災害時避難所等の多目的な使い方ができるような緩やかな仕組みや、使用用途の柔軟化があっても良いと思います。

それから、空き家の話がございましたが、高齢化社会に対して、20年、30年前に造った住宅が高齢者向けのタイプになっていないため、流通させようとしても、インフラを少しさわらないと流通しないと思います。

そうした面も含めて、具体的に動かす仕組みをしっかりと用意しなければ、言うだけで終わってしまいますので、その辺りをよろしく願います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。他に、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【森山委員】 住宅地・農地・工業用地の3つの区分ですが、大阪府下は4つの地域に大体分かれます。南部と北摂では全く事情が違います。南部では、農地や山林の深刻な問題については分かりやすいですが、北摂では、分かりにくいこともあります。ですから、一概に言えません。

国も府も、長い間の古い統治機構の見直しが行われています。同じように、古いルールと言いますか、色々な見直しが行われています。最近であれば、大阪府が大きく関係する都市計画道路の見直しがあります。

議員の方々も把握されていると思いますが、50年ぐらい前からの色々な計画があって、それを信用して、それに沿って地域でまちをつくって来ましたが、ここに来て、この都市計画道路は止めるということになりました。これはやむを得ないと思います。

「いつまでもこのままだから」ということで見直すのは良いのですが、今までの経緯があって、「これはどうなっているのですか」と聞くと、「それはそれぞれの自治体で行ってください」ということで終わってしまいます。下の方は弱いものですね。

ですから、この辺りが国土利用計画に大きく関係してきます。この辺りは、

部会でどのくらい話をされたのか分かりませんが、大阪府下全体で、都市計画道路はどのくらい廃止されたのでしょうか。

【会長】（榎村久子君） 幹事よりお願いします。

【幹事】（川上隆君） 総合計画課です。摂津市さんにも色々ご協力をいただいております。都市計画道路の見直しについては、この年度末までに概ね140キロメートルを廃止し、平成26年7月頃の都市計画審議会までに概ね160～170キロメートルになると思います。

今、市長がおっしゃっているように、今までは都市計画道路の計画ありきでネットワークを大事に保持してきました。そのネットワークがある限り、将来には必ずネットワークができて、より良いまちになるということでした。

今回、現実的に適正に見直した上で既存の道路も含めて、新たなネットワークをもう一度構築しないといけないということが、これからの課題です。

まだ、その辺りが議論できていないところがございますので、今、ご意見をいただいたように、この場になるのか、別の場になるのか分かりませんが、新しく道路ネットワークを考えないといけないと思っております。

【森山委員】 大阪府下で160キロメートルと言えば、それほど大きくないと思われませんが、この160キロメートルは、それぞれのまちづくりの中で一番難しかったところです。難しいから50年も60年も放置されてきて、もうできないから止めようということになったのですが、幹線道路など関わりがたくさんあると思います。

ですから、これはある意味ではやむを得ないですが、「急に廃止になると困ります」と言いましたら、「あとは自治体で行ってください」ということになっています。

今まで、大阪府でもできなかったところを市町村で行うように言われても、お金ありませんし、殺生な話ということになります。「街路事業等の色々な方法でできる方法もあります」ということで、府からは色々指導いただいています。

そのようなことが国土利用計画にこれから大きく関係してきますので、少し話題を提供させていただきました。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。それでは、部会でもご

検討いただきました松村委員さんからお願いしたいと思います。

【松村委員】 大阪大学の松村と申します。取組の方向性では、モビリティの確保が重要ということで、住宅地の話の中でモビリティが明記されたことについては、個人的には評価させていただいております。

大阪府におきましても、公共交通シームレス化計画がパブリックコメントに挙がっておりました。国でも、地域公共交通活性化法に基づいた様々な事業がメニュー化しているということで、大阪府下では、市町村単独で連携計画をつくっていくというところが多かったように思います。

大阪府の各市町村の生活圏を考えてみますと、複数の市町村にまたがった形で生活圏を構成している地域もたくさんあると思います。

その複数の市町村が連携をして、地域公共交通連携計画を策定して、様々な事業を持って来て、それを管理して公共交通の再編を行って、住宅地の健全な再生と育成という形につなげていくことが、1つの理想像と考えますと、大阪府が先導して、各市町村を連携させていくということも、取組の方向性の先にあるのではないかと思います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。幹線道路、鉄道等につきましては、少し議論をいたしました。細かいところまでは議論はできなかったと思います。

【松本委員】 国土利用計画につきましては、市長会会長さんがおっしゃったことと少し異なりますが、河内から泉南にかけて、大阪府と和歌山県、あるいは大阪府と奈良県の間については、非常にアクセスが悪くなっています。

特に、大阪側の道路網ができていないということで、府県間の交通アクセスが非常に悪くなっています。

河内から泉南にかけてはいつも申し上げていますが、和歌山県や奈良県は、大阪府との府県境まで道路網が整備されていますが、大阪側へ来ると非常に悪くなります。

これから、大阪府にもリニアなどをつくることになると、やはり隣の県の協力が非常に大事になってくると思います。

関空につきましても、和歌山県側から、スムーズに来ることができるような計画をつくっていただきたいと思います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。では、都市整備部長さんから、お願いします。

【幹事】（村上毅君） 国土利用計画とは少し外れますが、先ほど、ご指摘にございましたけれども、都市計画道路につきましては、人口減少社会などを見据えながら、計画交通量を基本にして、必要なものは残しております。

また、現時点で歩道がない7、8メートルの道路については、都市計画道路を廃止しております。

都市計画道路を廃止した場所で、まちづくりが上手く行っていないところについては、当然、市の意見をよく聞きながら行っていきたいと思います。

府県間道路については、お金があれば積極的にやっっていこうと思っていますので、よろしくお願いします。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。古川委員さん、よろしくお願いします。

【古川委員】 千早赤阪村の松本村長さんがおっしゃっていましたが、国道309号がどうにもならなかったので、当時の建設大臣に申し上げまして、整備していただきました。

国道には順位がありますが、町に分担金を出していただいて、整備できました。橋下知事になって、各部門で何パーセント削減するということは分かりませんが、それを削られました。

国道309号の延伸については、国が2～3億を出していただき、大阪も幾らか出して、ようやく行っていただいております。

和歌山県は今、国道371号を整備しようとしています。奈良県は水越トンネルまで行っています。

今で言う整備局の当時の一番偉い方は、奈良県の人でしたから、南阪奈道路ができるときに、太子へインターを整備してほしいと言いましたら、整備してくれました。

一度、奈良県の道路を見てください。今も郡山で高速道路を整備しています。大阪の代議士と違って、奈良県の昔の代議士は、道路に一生懸命でしたので、立派な道路ができました。

今、私と千早赤阪村の松本村長が言いましたように、和歌山県では国道371

号の計画を立てていただいております。是非、奈良県や和歌山県と連携していただきたいと思います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。国土利用計画審議会の議論からはかなり拡大してしまっておりますが、他に何かございますか。

【堀口委員】 本日はありがとうございます。去年の9月議会で府県間道路について、質問をさせていただきました。泉佐野市が、和歌山県と一緒に組んで行ってほしいということでしたので、お話をさせていただきました。これも、私が議員になる前から推進させていただいております。

また、松本村長からも泉南市を取り上げていただき、ありがとうございます。

話を本題に戻したいと思います。お話を聞かせていただく中で、農地を保全するとお題目は非常に良いと思いますが、保全をするためにどうするのでしょうか。

私は山奥に住んでいますから、家の周りは全て田んぼや山ですが、一番の問題は、後継者不足や高齢化です。畔道はありますが、実際に接道してない農地がたくさんあるため、後継者が育ちません。1つの作物を運ぶために、畔道を一輪車で運ばないといけません。軽トラックが入っていけるのであれば良いのですが、入っていけない場所に畑や田んぼをつくるのは、かなり労力を要します。そこに農機具代などの費用がかかると結局、儲かりません。

赤字になるというところから言えば、このパワーポイントの中で示されていた販売金額別農家の割合を見せていただくと、まさしくその通りだと思いました。

私の地元で、圃場整備をしていただきました。農地の集約は、避けて通れないと言いますか、やらなければ後継者が育たないと思います。農地の集約をされたエリアと、集約されてないエリアの耕作放棄地の率を考えていただくと圧倒的に数字は変わってくると思います。

そういう意味で、行政としてできる取組というのは、まさしく農地の集約であると思いますし、接道した畑や田んぼをつくっていく方策を立てないと難しいと思います。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。非常に現実的なご意見だったと思います。今のご意見について、幹事から何かありますか。

【幹事】（長谷川博文君） 大阪府では農空間を保全し活用するために、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」を平成20年に施行しました。

これにより、農空間を守っていこうということですが、特に、道や水路の基盤整備など、きめ細かな整備により農家の方々を支援してまいりたいと思います。

今、先生がおっしゃったように、特に大きな道でなくても、軽四自動車が行くことができるような道をつくることによって、農作業がはかどると思われまので、そういう点については、力を入れて行きたいと考えております。

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。それでは、児島委員さん、よろしく願いいたします。

【児島委員】 やはり、空き家の活用が気になります。自分が住んでいる地域を見ても、緑豊かなところが壊されて、新しい住宅地になっていく一方で、非常に趣のある家が空き家になっていきます。

その辺りのミスマッチがあることが非常に気になります。ここにも謳われているような持続可能な住宅地の形成や、低密度で豊かな暮らしということ考えたときに、先ほども少し話が出ていましたが、勿論、一般のユーザーに流通するというのも大切ですが、例えばグループホームに転用をする等の福祉的な資源として、空き家をもっと活用できるような方向性を考えた方が良いのではないかと思います。

10 閉会

【会長】（榎村久子君） ありがとうございます。本日はたくさんご意見をいただきまして、これまでの国土利用計画審議会にはないぐらい少し拡大した議論になったと思います。

しかし、本日、こうした内容にさせていただいた理由は、最初にお話いたしましたように、非常に計画との乖離が大きくなっていますので、どのように課題と現状を分析して、どのようにすれば良いかということをご議論いただき、

また、ご意見を賜るような場にしたいという思いからでございました。

色々のご意見をいただきまして、土地利用は、土地の利用だけではなくて、例えば、中古住宅の場合は、保険や情報などのソフト的なものも非常に大きく影響をするように思いました。

それから、同じ都市でも北部と南部では非常に違うということをどのように考えていくのか。都市計画道路の問題につきましても、道路により、ずいぶん土地利用も変わってまいります。農地の接道の問題もご指摘をいただきました。非常に小さなところを見ながら、かつ、大きなところも見ながら考えて行かないといけないと思います。

私は、国の国土審議会のある部会に出席していますが、少子高齢、人口減少に長く携わって来た者として、人口が50年後には6、7割になり、100年後には3割ぐらいになりますと、非常に大きな変化が起きることになり、土地利用に関しては、一朝一夕にできないと思います。

国土利用計画は32年度を目標にしていますが、もう少し中長期を見据えた形で、いかにソフトランディングをしていくかということ、個人的には焦るぐらいの気持ちで早く対応をしないといけないと考えております。

今日は、国土利用審議会を拡大したようなご議論をしていただきました。また、僭越ではございますが、本日の会議で部会報告をさせていただき、ご意見を賜りました。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の施策展開への反映や、次年度以降のPDCAの実施に生かせるように検討を進めていただきたいと思います。

それではこれもちまして、平成25年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様方の議事進行のご協力に感謝をいたしまして、これで終了させていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

午後4時35分閉会